

令和7年3月教育委員会定例会 議事録

日時 令和7年3月17日（月）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 7 年 3 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和 7 年 3 月 1 7 日（月） 1 4 時 0 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	前川教育長、本田委員、芹野委員、松山委員、郷野委員
出 席 職 員	狩野教育次長、坂口教育次長、犬塚教育政策課長、山下働きがい推進室長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長、加藤生涯学習課長、岩尾学芸文化課長、池田長崎図書館長
開 会	（前川教育長） それではただいまから 3 月定例会を開会いたします。 なお本日は嶋崎委員より、所用により欠席する旨連絡をいただいております。皆様にご報告いたします。規則により岡山英生様の傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。議事録署名委員は本田委員、松山委員の両委員にお願いいたします。 次に、2 月定例会の議事録でございますが、各委員に送付をされておりますが、承認ということによろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。 （前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。 本日、提案されている議題のうち、冊子 2、冊子 3、冊子 4、冊子 5 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。 （前川教育長） ご異議ないので、そのように進めて参ります。 冊子 1 の審議の前にまず、私の方からご報告いたします。 長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理をいたしました、「2 月定例県議会に提出された議案に対する教育委員会の意見について」でございます。2 月 2 1
前回会議録承認	
教 育 長 報 告	

冊 子 1
第 4 0 号 議 案

日に開会し、令和7年2月定例会において上程された議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料1ページにありますとおり、2月12日付で、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料2ページのとおり、臨時代理により特に意見はない旨回答いたしました。なお、議案の内容につきましては、配布資料3ページから30ページのとおりでございます。以上で私からの報告を終わります。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。特にないようであれば、「定例教育委員会 冊子1」について審議をいたします。それでは、第40号議案について提案理由の説明をお願いします。

(山下働きがい推進室長)

今回ご審議をお願いしておりますのは、第40号議案「長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」であります。冊子の1ページをお開きください。内容に入ります前に、現状や背景等をご説明いたします。教育職員免許状は懲戒免職や分限免職等により、免許が失効した者などについては3年を経過すれば、再度申請することが可能であり、単位などの要件を満たせば、再度授与しなければならないこととされておりました。そのような中、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が児童生徒等に対し、性暴力を行うということの重大さから、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年に制定、令和4年4月1日から施行され、施行日以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより、教育職員免許状が失効となった者等、これを特定免許状失効者等と言いますが、その者については「改善更生、その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限る、免許状を授与することができる」とされました。

そのような背景を踏まえまして、提案理由をご覧ください。この特定免許状失効者等に対し再授与を行うにあたっては、あらかじめ都道府県教育委員会に都道府県教育職員免許状再授与審査会を設置して、その意見を聞かなければならないという旨が同法に規定されました。また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則」によって、委員の任命及び任期並びに審査会の代表等について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を都道府県の教育委員会規則で定めることとされました。そのため教育職員免許状再授与審査会の審査会規則を制定しようとするものであります。規則の内容につきましては、(1)から(7)に記載をしてあるとおりでございます。施行日は令和7年4月1日を予定しております。2ページをご覧ください。こちらが具体的な規則案となります。例えば第2条により委員の人数、第3条において、どのような方を委員にするのかなどを規定しております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

質 疑 採 決	(前川教育長) これより第40号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは特にご質問等ないようですので、質疑討論をとどめて、採決をいたします。第40号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可 第41号議案 決 案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続きまして第41号議案について提案理由の説明をお願いします。 (田川高校教育課長) 第41号議案「長崎県立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。冊子資料は3ページをご覧ください。 提案理由は、令和5年度に募集停止とした長崎県立島原高等学校理数科、長崎県立大村高等学校数理探究科、長崎県立猶興館高等学校理数科の生徒が今年度で卒業したことに伴い、学科を廃止するための改正を行おうとするものでございます。なお、長崎県立長崎北陽台高等学校理数科においても、他3校同様に、令和5年度に募集停止をしておりますが、現在3年生1名が留学のため休学しており、来年度復学し、卒業を目指す予定のため、学科の廃止は来年度以降となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
質 疑	(前川教育長) これより、第41号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (本田委員) 猶興館高校の文理探究科は大学科でいくと、理数科に属することになるのでしょうか。 (田川高校教育課長) はい、そのとおりです。 (前川教育長) 他にいかがでしょうか。 (芹野委員) 学科がなくなるものの中に、探究科という言葉が結構出てきていると思いますが、昨今この「探究」ということが1つのテーマとな

採決	り、子どもたちの探究心を育てようという中で、今回のような学科が廃止になるということは、何か影響がないのでしょうか。結局なぜ、廃止を迎えるかというところで、生徒に人気がなかったためなのか、探究の仕方がどうだったかということや、もしくはこの学校以外に佐世保南高などでは文理探究科が新しくできている学校もありますので、そういった学校との違いを少し教えていただきたいと思います。 (田川高校教育課長) 今、探究科の方で廃止となりましたところは、大村高校の数理探究科という学科になります。大村高校は数理探究科から文理探究科へという学科の廃止とともに新設ということで、この2つの学科の違いは、いわゆる旧来のものが「数理」という言葉にありますように理系重視となっておりましたが、今回は「文理」ということで、これは現在国の方で文理融合という形で、文系理系の垣根を取っ払おうというような動きがございますので、この文理探究科に一律統一したという形になっております。 (前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑討論をとどめて採決をいたします。第41号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決 第42号議案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続きまして第42号議案について、提案理由の説明をお願いします。 (加藤生涯学習課長) 冊子1の5ページをご覧ください。第42号議案「県立千々石少年自然の家の廃止について」です。このことについては、3月10日に開催された県議会文教厚生委員会において、教育長から今後の方針について報告をさせていただいたところでございます。提案理由をご覧ください。県内に5つある県立の青少年教育施設のうち、千々石少年自然の家は、昭和49年の開所から50年が経過しており、県立の青少年教育施設の中で最も古い施設となっております。設立当時からすると、施設を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化や教育活動の変化に伴い、利用者が大幅に減少しております。また施設の老朽化が進み、子どもたちが安全に利用していくには、今後大規模な改修等が必要な時期を迎えておるところでございます。このような状況を踏まえ、県では令和4年度から、島原半島3市の教育委員会や校長会、教頭会、PTA関係者、地元住民の皆

質 疑	様など、多くの方々との協議を重ねて参りました。協議においては、子どもたちの宿泊体験は、国立諫早青少年自然の家などの施設利用により継続できる環境にあることから、多額の経費を投じて施設を存続するのではなく、利用できる国や市町の施設の活用を図っていくという県の考えに、多くの方からご賛同いただいております。よって、青少年教育施設千々石少年自然の家につきましては、令和7年度末、令和8年3月31日をもって廃止することと考えております。続きまして、6ページをご覧ください。補足の内容についてご説明をさせていただきます。補足の2をご覧ください。廃止後の施設につきましては、民間による活用を含め、地元住民の方々の意見等も踏まえながら、雲仙市と引き続き協議をして、今後のあり方を検討していきたいと考えております。参考としてお示ししている資料についてもご説明をさせていただきます。6ページ下段に記しておりますのが、県立の青少年教育施設の概要でございます。7ページをご覧ください。上段には、千々石少年自然の家の開所当初からの宿泊利用者の推移を示しております。開所から昭和58年にピークを迎えまして、徐々に減少しております。ログケビンの活用を始めました平成6年に少し盛り返しますが、その後は徐々に減少し、昨年度はピーク時と比較すると71.5%減少しているという状況でございます。また、指定管理制度に切り換えましたのが平成18年からでございます。その後のピークが、平成19年になっておりまして、そことの比較をいたしますと、56%減少という状況になっております。また、ここには資料をつけておりませんが、宿泊室の年間の稼働率は約1割程度という状況になっております。今後の少子化のことを考えますと、この減少傾向はさらに進んでいくことが想定されるという状況でございます。下段の3には、千々石の指定管理にあたっての県負担金及び施設改修費の実績を掲載しております。単年で概ね4,000万から5,000万ほどの経費がかかっております。令和5年度につきましては、施設の廃止も含めた在り方の検討を行っていたことから、施設の改修をストップしておりました。ただし、昨年度実施した外壁調査では、要是正の診断が出ている状況でございまして、今後大規模な改修等を行うとなれば、大規模改修で2億円程度、建て替えとなれば少なくとも10億円を超える経費を要するものと見込んでおります。以上で説明を終わります。千々石少年自然の家の廃止について、ご審議のほどお願いいたします。 (前川教育長) それでは第42号議案についての質疑討論を行います。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (芹野委員) 現在の施設の利用者数が、コロナ後からは多少増えてきているという現象がある中で、昭和58年と比較するのは少し乱暴かという
------------	--

質 採	気がしましたが、②の方で令和元年とも比較がされているので、そこと比較しても半分以上減少しているということです。やはり利用者数減ということは否めないのかと感じております。また、ご説明の中で、もしも千々石少年自然の家を存続していくということであれば、年間5,000万円くらいの費用と、近い将来、大規模改修のための2億円程度かかっていくので、それに対しては少し費用がかかりすぎるということを私なりに理解しました。ここに書かれている中で、廃止はある程度やむを得ないのかという気がしますが、この6ページの補足の2に少し書いている、廃止後の利活用というものが文字面としてここに書いてあるのは理解できるので、ぜひこういった利活用ができるような方向性を、引き続きの協議というか、検討事項ということで残してくだされば、9,000人くらいのご利用者の方々からも、ご理解を得られるのかと思いますので、ぜひこのあたりをしっかりとお願いしたいと思います。 (加藤生涯学習課長) ありがとうございます。よくコロナの状況で、利用者が減っているのではないかとということで、ご意見をいただくことがございました。ただ、令和5年度にはコロナの影響はあまりない状態で利用がなされていたのではないかと考えております。また、コロナ前の状況と比較をいたしましても、宿泊室の稼働率は現在1割程度ですが、コロナ禍の前であっても15%程度ということで、なかなか厳しい状況でございます。実際、他県ではこの部屋の稼働率が5割を切ったところで、その施設の存続の検討をするというようなところもございました。そういった中で、なかなか今後の利用の増加ということは難しいかと考えております。今後の検討というところでは、ここの施設を高齢者も利用できるような施設にしてはどうか、安価な宿泊施設として活用してはどうか、また、建物自体の維持が難しいのであれば、本館を壊して、今コテージが少し使える状態ですので、そこを活用しているのはどうかといった様々なご意見をいただいております。ただ、どの内容につきましても、そうなってしまうと青少年教育施設ではないというところで、今回も青少年教育施設としては廃止ということでご提案をさせていただいております。今後の施設のあり方についてはまた多くの方々にご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。以上でございます。 (前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑討論をとどめて採決をいたします。第42号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
----------------	--

可 決 第 4 3 号 議 案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第 4 2 号議案は原案のとおり可決することに決定をされました。 続きまして、第 4 3 号議案について、提案理由の説明をお願いします。 (岩尾学芸文化課長) 冊子の 8 ページをご覧ください。第 4 3 号議案「文化財の県指定について」提案理由等をご説明いたします。今回の指定案件は、有形文化財（建造物）として長崎市館内町所在で一般財団法人福建会館所有の「福建会館 正門・天后堂・番人屋」と有形文化財（美術工芸品）として諫早市森山町所在で教専寺所有の「教専寺の木造阿弥陀如来立像」の 2 件を新たな県指定文化財として指定しようとするものであります。9 ページをご覧ください。「福建会館 正門・天后堂・番人屋」についてご説明します。10 ページからの写真も併せてご覧ください。前身施設である八閩会所の火災や老朽化のため、明治 30 年に再建され「福建会館」と改称されました。石段を登ったところに正門があり、その正面奥の階段を経て天后堂、右手奥に番人屋があります。かつて天后堂の左手には会館の会議所がありましたが原爆で倒壊したとされています。10 ページの図 1 が正門になりますけれども、軒を支える組物や細部の装飾、軒反りなど、全般には和様を基調としながら、柱は角柱・砂岩の一本柱とし、木部の朱塗りなど中国式を加味した造形は「類例の少ない門形式として貴重な遺構」とされています。図 2 の天后堂の写真ですが、屋根の大棟の中央に八角五重塔形式の宝珠、両端に鯨の飾りを載せる純正な中国形式を基調として、前面を図 3 にあります黄檗天井の吹き放ち廊とした中国の祭祀を行う霊廟形式の建物となっております。図 4、図 5 でわかりますように、柱と梁の構造は広間内柱を屋根裏までの通し柱とし、天井を張らない化粧屋根裏で、内部空間は露出した構造材の力感で雄大な印象を与えております。また、要所の彩画装飾など、ほぼ純正な中国式を基調としながらも、図 3 のように前面廊下の木部は素木のままで、墓股や絵様の形態などには和様の要素が混入しています。造形や細部意匠ともに優れており、工匠の力量の高さを窺わせる貴重な建造物であると評価されています。図 6 の番人屋は、天后堂から延びた煉瓦塀がそのまま外壁面となった付属屋的な別棟で「会館の施設構成を示す遺構」として重要とされています。以上のことから、福建会館 正門・天后堂・番人屋は、航海安全の守護神である天后聖母（媽祖）をまつり、長崎における中国文化と国際交流の歴史を特色づける重要な遺構として、その価値が高く評価されております。 11 ページをご覧ください。「教専寺の木造阿弥陀如来立像」です。12 ページからの写真も併せてご覧ください。針葉樹を用いた寄木造の像で、高さは 81.8 cm、台座を含めた総高は約 160 センチあり、地方の浄土真宗寺院の御本尊としてはかなり大きな仏
-------------------------------	--

	像となります。漆を塗った上に金箔を押す漆箔が施され、13ページの図5にありますように目は彫眼と呼ばれる目を彫り出して表す技法を用いています。台座と光背、漆箔、手先などは後の時代に補われたものになりますが、体つきは丸みがありながら肉付きの抑揚は抑えられ、図6のように顔は丸みを帯びて穏やかな目鼻立ちを配し、図7の衣には浅く丸く平行線上に穏やかなひだが刻んであります。このように円満整備で満月を思わせる静穏な作風は、平安時代後期の仏像の特徴を明瞭に示しているとされています。この仏像は、一見やさしげでおおらかであるように見えながら、細部形状にいたるまで彫りの細やかさや洗練さも目を引き、当時の都である京都で造られたとみられ、平安時代後期の作例として大変優れたものと評価されております。地域における信仰の様子を示す資料として重要であるだけでなく、県内でも数少ない平安時代の優れた彫刻作品としても貴重であります。 以上、2件について、先日開催した長崎県文化財保護審議会から答申をいただいております。長崎県指定文化財としてふさわしいと考えております。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
質	疑 (前川教育長) これより、第43号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (本田委員) 県指定について異論はございません。知識として教えていただきたいのですが、諫早市の「教専寺」については、市の文化財でもあったように記憶しております。市と県では指定者が違うので、今回県指定をするとすると、市と県両方の指定文化財という形になるのでしょうか。 (岩尾学芸文化課長) 今回、市の指定であったものを諫早市の方から、県指定にお願いできないでしょうかという推薦がありまして、改めて県の方で調査いたしまして、県の文化財にふさわしいということで指定をするものとなります。 (本田委員) それでは、市の指定ではなくなるということですね。 (岩尾学芸文化課長) はい、そのとおりでございます。
採	決 (前川教育長) 他にございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、質疑討論をとどめて採決いたします。第43号議案は

可決 報告事項（１）	原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長） ご異議ないものと認めます。よって、第４３号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続きまして報告事項に入らせていただきます。報告事項（１）について説明をお願いします。
質疑 報告事項（２）	（近藤特別支援教育課長） 冊子１の１４ページをご覧ください。報告事項（１）「県立時和特別支援学校西彼杵分校の開校について」ご説明をいたします。「１．開校に向けた準備状況」をご覧ください。今回、西彼杵分校を開校するに至りました、これまでの経緯についてご説明いたします。西海市からの、特別支援学校小学部・中学部設置の要望を踏まえて、令和４年２月に策定いたしました、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画において、西海地区への小・中学部設置の検討を進めていくこととしておりました。児童生徒数の見込みの精査や、西海市教育委員会との協議を経て、設置要件を満たし、小・中学部を設置することが適当と判断できたため、令和５年１月の定例教育委員会において、西海市立大瀬戸中学校内に小・中学部を設置し、分校化すること、そして令和６年６月の定例教育委員会においては管理運営面を考慮して、開設と同時に時津町にある県立時和特別支援学校の西彼杵分校として移管することをお諮りし、長崎県立学校管理規則の一部改正を行いました。そして、３月１２日には設置改修工事も終了し、いよいよこの４月に時和特別支援学校西彼杵分校が開校いたします。開校に向けた周知につきましては、特別支援学校を知ってもらい、地域に愛される学校にするため、地域住民や保護者を対象とした説明会を複数回実施するとともに、長崎新聞社が発行する、「生活情報紙ととって motto!」の３月１４日号に掲載し、県民の皆様にも周知を図ったところでございます。開校式につきましては、４月１０日木曜日を予定しております。開校まで残りわずかとなりましたが、時和特別支援学校本校、鶴南特別支援学校本校、そして高等部西彼杵分教室と連携協力を行いながら、障害のある子どもたちが新しい学校で充実した学校生活を送ることができるよう準備を進めて参りたいと思います。報告は以上でございます。 （前川教育長） ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特にご質問等なければ、続きまして報告事項（２）について説明をお願いいたします。 （池田長崎図書館長）

それでは冊子資料 1、16 ページをご覧ください。報告事項 (2)「令和 6 年度第 2 回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」ご報告いたします。会議は、添付いたしております「長崎図書館協議会資料」の資料に基づきまして、令和 6 年度の実績報告と令和 7 年度の事業計画について説明いたしました。各委員から多くのご意見をいただきましたが、その中から主な意見について、3 点ご報告いたします。1 つ目は、本年度開催いたしました全国図書館大会長崎大会についてであります。本大会は、対面とオンラインを併用したハイブリット形式での開催でしたが、委員からは、数多くの分科会の発表をアーカイブで視聴することができ、有意義な大会となったとの御意見をいただきました。全国図書館大会の開催結果については、協議会資料の 13 ページと 14 ページに記載しております。オンラインを含めた参加者総数は、約 1,200 名で、分科会等のオンライン配信視聴回数は、約 10 万回でした。オンライン配信をした他県の大会では、視聴回数は多い県で約 2 万回であり、10 万回というのは、非常に高い数値であり全国の多くの図書館関係者に、関心をもってご視聴いただいたのではないかと考えております。本県を始め多くの図書館関係者が、本大会を貴重な研修機会と捉え、次につなげるための取組を進められているものと考えております。2 つ目は、「図書館の果たす役割」についてです。図書館は、県民や地域の豊かな暮らしに役立つ資料や情報を提供しておりますが、委員からは、図書館の果たす役割として、本だけの結び付けだけではなく、様々な情報を収集したり自分の居場所にしたりするという意味合いも強くなっているとの意見をいただきました。図書館は、老若男女問わず、数多くの県民の皆様にご来館いただいております。例えば、高校生も自らの学習のために来館しておりますが、少なくとも彼等が成人した際の図書館へ出入りするハードルは低くなり、また、日頃から親子で来館し図書を借りたり、図書館で楽しく過ごしたりする場面を目に焼き付けております。将来、自分がその立場になったとき、家族で図書館に行ってみようとする機会が生まれてくるのではないかと期待も持っております。3 つ目は、「イベントに絡めた広報」についてです。本館においては、関係機関と連携しながら、課題解決支援等の講座や、読書を推進する取組などを実施しております。委員からは、映画の上映会などのイベントを実施する際、その内容と関連した蔵書を、SNS 等を活用して広報していただきたいとの要望もありました。県立図書館の魅力を高める取組として、今後検討してまいりたいと考えております。その他にも、本の貸出や蔵書点検、また、広報誌作成に対する意見等、県立図書館としての役割に対する貴重な御意見をいただきました。今後も、利用者や市町立図書館のニーズと社会の変化を踏まえながら、県立図書館職員の資質向上に努めるとともに、図書館サービスの充実に努めてまいります。報告は以上です。

(前川教育長)

質 疑	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。
報告事項（３）	それでは続きまして、事前にご連絡しておりました報告事項に加えまして、追加で報告事項（３）がございますので、報告事項の説明をお願いします。 （田川高校教育課長） 資料１７ページ、報告事項（３）について説明いたします。まずは、「有償型インターンシップとは？」ということからご説明いたします。「１ 目的」の丸の１つ目に記載しておりますように、有償型インターンシップとは就業体験であるインターンシップを有償にて実施するものでございます。すでに長崎工業高校では、アルバイトとインターンシップを組み合わせ、バイターンシップとして実施しているものになります。長崎工業高校のバイターンシップに参加した生徒の感想を少し紹介させていただきます。「これまでインターンシップでは、見て聞いて、質問することが多く、仕事をしているとは感じなかった。一方バイターンシップでは、単なる体験ではなく、実際に企業内で使われている資料の作成であったため、全く意識が違う。」といった感想もございました。そこで県といたしましては、まず名称についてですけれども、「バイターンシップ」という名称は、アルバイトということとの区別を明瞭にするために、今回、県の方では、「有償型インターンシップ」という名称にいたしました。この有償型インターンシップにつきましては、丸の２つ目に記載しておりますように、社会と連携しながら行うキャリア教育としての有意義な取り組みである一方、生徒の安全、安心面や公正公平な就職活動等に関して留意すべき点があることから、この度適切な実施運用を目的として、ガイドラインを定めることといたしました。では、有償型インターンシップは、アルバイト或いはインターンシップとどのように違うのかという点についてまとめたものが、資料２に記載の内容ということになります。表中の有償型インターンシップの実施内容の欄をご覧ください。「キャリア教育・社会教育の一環として、学校が教育的な実施目的・実施要綱を定め、これに合意協力できる企業等と実施」と規定しておりまして、例えば生徒がこの会社で働きたいですと任意の会社での就業を申し出てきたとしても、それを認めるという形のものではございません。この部分がアルバイトとの違いでございまして、インターンシップの要素を取り入れた部分ということになります。それから有償ということになりますから、もちろん授業時間外つまり課外での実施ということで、そこに記載をさせていただいております。「３ 留意事項について」の丸の２つ目、主な留意事項についてご説明をいたします。すでに、ガイドラインの説明につきましては、希望する県立学校を対象に実施いたしました。すべての学校の、半数近くの２１校が説明会に参加するなど、関心の高さがうかがえました。この有償型のインターンシップを進めることに、ある程度の賛同をいただき

質 疑	ながら、懸念の声も多くいただきました。その中で一番多かったものが、(ア)の学習活動や教育活動への配慮についてでありました。特に現状として生徒数も減少しており、生徒が部活動をやめてしまったり、或いは入部しないような状況になったりするような展開だけは避けて欲しいというような声が学校の方から強くありましたので、ガイドラインの中におきましては、実施の時期は長期休業中や、週休日などを中心とし、平日に実施する場合は教育活動に支障をきたさないよう留意することとし、実施回数についても制限を設けるようにしております。また、労働局から要請があった事項が(イ)でございまして、このページ下に参考として、枠囲みの中に記載しておりますように、「あなたを気に入ったから自社を応募して」などと勧誘の言葉を発することは、公正公平な就職採用試験に抵触する恐れがある事例とされていることから、こうしたことも実施企業に周知する必要があると考えております。また、(エ)に「関係者等への留意事項の確認・合意」と記載しておりますが、具体的には現状として、今般の人手不足の実情から、高校生のアルバイトを認めて欲しいという要望を学校が受けているというような状況も一部ございます。学校はアルバイトのあっせんはできないようになっておりますので、あくまでキャリア教育の一環という視点で行っていただく必要があるという点で、地域企業や関係者に理解をしていただく必要もあるということで、この項目を記載しているところでございます。18ページをご覧ください。4につきましてはすでに、これまでご説明していることと重なりますので、省略をさせていただきます。「5 有償型インターンシップ実施に向けた流れ」については、下にフロー図で記載をしておりますが、先ほどの留意事項を踏まえ、学校、企業、生徒の間で、参加願いや承諾書等のやりとりを通して、適切な運営を目指していきたいと考えております。報告については以上でございます。 (前川教育長) ただいまの報告についてご質問等ございませんか。 (郷野委員) 有償ということですが、これは企業側が支払うものなのかということが1点と、アルバイトをした場合との格差等があるのかというところは少し気になりました。希望する生徒がいた場合は必ずそういう体験をすることができるようになっていくのかという点についてお伺いします。 (田川高校教育課長) 今2点お尋ねいただきました。まず実績といたしまして、長崎工業高校の例で少しご説明をさせていただきます。長崎工業高校では、令和5年度、6年度、それぞれの年度で生徒が10名ほど、長崎工業高校ではバイターンシップと呼んでおりますが、経験をして
------------	--

おります。工業ですので、土木や建築或いは自動車整備といった関連の企業で働いておりまして、報酬の方は例えば時給でいきますと、1,000円前後、日給でいきますと、7,000円から8,400円程度の幅の中で、有償のアルバイトを行っているという形になっております。一方希望する生徒は全員かということですが、まずしっかりとふさわしい生徒であるかどうかという校内の審査があります。また生徒が希望しても、校内の中にこういう企業の中から選ぶんですよという感じで、学校の方が情報提供しておりますので、その中から、子どもたちが選んでいくというような形になりまして、先ほど申し上げました申請書や企業からの要請、学校の決められた規定を守れることができるかどうか、そういったことも審査の対象としながら行っているというのが現状です。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

(郷野委員)

もう1点よろしいでしょうか。他の高校にも普及して、増えていきそうな取組なのではないでしょうか。

(田川高校教育課長)

現在、波佐見高校の方では、従来から少し実績としてはありましたけれども、正式にこういう形で今回連携協定を結びまして、波佐見高校の方ではハウステンボスの方で、有償型のインターンシップを行うというような形になってきておりまして、先ほど申し上げましたように、この説明会に参加した学校が21校でございますので、条件を整備していきながら、今後少しずつ展開が増えていくのではないかと予想しています。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

(本田委員)

波佐見高校で有償にするかどうか悩んだ時期がありましたが、この形でできると、きちんとした形でできるのではないかと思います。他にも多分あったような気がしております。長崎工業高校の定時制の方のバイターンシップについても、インターンシップとして認めるのかというところで、卒業された後の就労に繋がっていたので、やはり意味があると当時考えておりました。私は非常にこの取り組みに賛成でございます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(松山委員)

インターンとアルバイトの良いところを合わせたとても良い取り組みだと思いました。これは商業高校や工業高校といった学校独自のものになるのでしょうか。

(田川高校教育課長)

多くは今おっしゃいました商業高校や工業高校といった専門高校が主になってこようかと思っております。特に県内就職も叫ばれておるところでございますので、県内企業への理解が進み、県内就職というものが一層進んでいくのかとも考えております。

(前川教育長)

限定しているわけではないですね。

(田川高校教育課長)

はい、そうです。補足させていただいてもよろしいでしょうか。現在の情報でいきますと、例えば普通科高校であれば、国見高校でも進めていこうかという動きがあるということでご紹介させていただきます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

企業側の意見ということで、今までもインターンシップというものがあり、有償にすることは多分企業側としては何の問題もないと思いますが、企業側が求めている就業の始まりと終わりの時間が、学校の時間と合わないというようなことがあり、そのために受け入れる企業が限定されていくというようなことがありました。これを見ると、やはり実施の期間もある程度制約が出ているのですが、先ほど少しハウステンボスの話が出ておりましたので、ハウステンボス等の企業とのやりとりの中で、就業時間の問題と、そこまでどうやっていくのかというところで、近くに住んでいたり、近くの学校に通っていたりするのであれば良いと思いますが、その辺りはどのような仕組みになっているのか、もう少しだけ詳しく教えていただきたいと思います。

(田川高校教育課長)

学校側が企業側と打ち合わせをしていきながら、実施企業を検討していくという形になりますので、これも各学校が考えることでございますけれども、基本的な考え方としては、やはり所在地から遠く離れたところというのは、時間もかかりますし、非常に難しい部分があるのではないかと考えております。また就業時間についても、先ほど申し上げましたように、長期休業中或いは週休日といっ

			たところが主になってきますけれども、やはり夜間等は難しくなってくるかと考えております。 (前川教育長) 今後実施してから、企業の方と協議しながら決めていかなければいけないと思っております。 (芹野委員) そうですね、企業側と話し合っ細かく決めていく必要があると思います。例えばホテルであれば、朝８時という出勤時間が多くあるのですが、学校は９時から始業といったところで合わないということもあるかと思ひます。夜中の勤務といった、青少年の就業に禁止されているようなところは、そういうことを求める会社は全くないと思うので、問題ないと思ひますけれども、少しの時間の差は、現場間のやりとりが大事になってくるのかと思ひます。 (田川高校教育課長) 今おっしゃいました、開始時間の９時が８時になるというような部分は、おそらく問題ないだろうと思ひますし、むしろ朝の時間帯に行って、午後からは部活動に行くといったことも可能かと思ひますので、そこのところは先ほど教育長が言われたように、柔軟に今後対応していく部分であり、実績を積み重ねていきながら、体制も随時整備をしていきたいと考えております。 (前川教育長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは他にご質問等なければ、以上で報告事項について終了させていただきます。 次の冊子２からは、非公開で行いますので、報道関係者の皆様大変恐縮ですが、退席をお願いします。
冊議	子	2題	(別紙議事録)
冊議	子	3題	(別紙議事録)
冊議	子	4題	(別紙議事録)
冊協	子	5議	(別紙議事録)
			15時55分、本日の会議を終了